

釧路市 P P P / P F I 手法導入
優先的検討指針

釧 路 市

令和6年（2024年）9月

はじめに

現在、地方自治体を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢化が進展する中、既存インフラの維持や更新、或いは見直し等が大きな課題となっています。このため、民間の資金や経営手法等を活用して、行政コストを抑制し、効率的で良質な公共サービスの提供を目指す PPP/PFI に再び注目が集まっています。

本市では、今後の行政運営において公民連携を必要不可欠なものにとらえ、行政と民間の連携を一層推進するため、「釧路市公共施設等総合管理計画」では、「第4章 公共施設等の管理に関する考え方」の中の「1 全体方針」において、「指定管理・業務委託等の管理・運営方法、複数施設の管理運営の一元化など、管理・運営について最適な方法を検討します。」、「民営化、民間施設の賃借等、所有形態の見直しを検討します。」、「施設の整備から管理運営まで、PPP/PFI 活用の可能性を検討します。」としています。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)」において、PPP (Public Private Partnership=官民連携) /PFI (Private Finance Initiative) 手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要であるとしています。具体的には、国や人口 20 万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとして、「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」の策定を義務付けているところです。

また、「PPP/PFI 推進アクションプラン (平成 30 年改定版)」においては、人口 20 万人未満の地方公共団体について、地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、導入促進を図るための取組を進めることとしています。

このような背景から、本市においては、従来の手法に加え、施設の建設から運営、維持管理までを一括して民間のノウハウや資金を活用することができる PFI 手法の導入について、より積極的な検討を進めることとし、「釧路市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針」を策定することとしました。

本規程では、公共施設等の整備事業において、最も適切な整備手法を選択できるよう、多様な PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討することを基本としています。

なお、今後の検討や法制度改正、実際の運用状況等を踏まえ、適宜、本指針を見直すことにより、内容の充実を図ることとします。

令和 6 (2024) 年 9 月

－ 目 次－

第1章 総則	1
1 目的	
2 用語の定義	
3 対象とするPPP／PFI手法	
第2章 優先的検討の対象事業	3
1 対象施設等	
2 対象となる事業の基準	
3 対象外となる事業等	
第3章 優先的検討の時期及び手法	5
1 検討開始時期	
2 検討の流れ	
3 適切なPPP／PFI手法の選択	
第4章 簡易な検討	8
1 費用総額の比較による評価（定量的評価）	
2 その他の方法による評価（定性的評価）	
3 簡易な検討によるPPP／PFI手法の採用	
第5章 詳細な検討	10
第6章 評価結果の公表	11
1 公表内容	
2 公表方法	
3 公表時期	
第7章 その他	12
1 釧路市PPP／PFI庁内推進会議	
2 PPP／PFI手法の採用決定及び具体的手続	
3 その他	
別紙 PPP／PFI手法導入検討シート	
別記 釧路市PPP／PFI庁内推進会議設置要綱	
資料編	17

第1章 総則

1 目的

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的として、PPP/PFI手法の適切な導入を進めるための優先的検討指針を定める。

2 用語の定義

本規程における用語の定義は、下表に掲げるとおりとする。

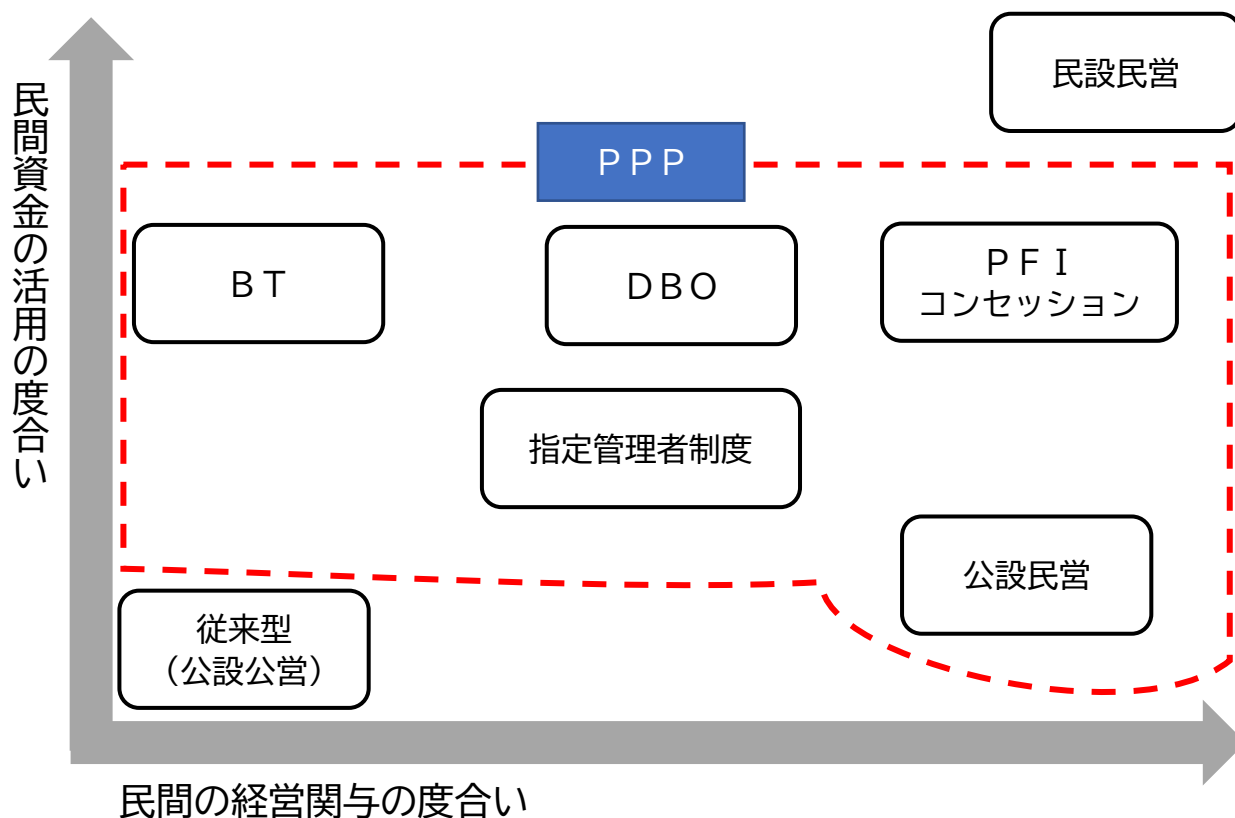
用 語	定 義
PPP	・ Public Private Partnership の略。 ・ 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。 官民連携。
PFI	・ Private Finance Initiative の略。 ・ PPPの代表的な手法の一つであり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
公共施設等	・ PFI法第2条第1項に規定する公共施設等。
公共施設整備事業	・ PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業。
整備等	・ 建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民等に対するサービスの提供を含む。
利用料金	・ PFI法第2条第6項に規定する利用料金。
運営等	・ PFI法第2条第6項に規定する運営等。
公共施設等運営権	・ PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権。
優先的検討	・ 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するにあたりPPP/PFI手法の導入適否について、従来型手法（公設公営手法）に優先して検討すること。

3 対象とするPPP／PFI手法

本規程の対象とするPPP／PFI手法は、次に掲げるものとする。

用 語	定 義
(1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	・ 公共施設等運営権方式 ・ 指定管理者制度 ・ 包括的民間委託 ・ O（運営等 Operate）方式
(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	・ BTO方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） ・ BOT方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） ・ BOO方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） ・ DBO方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） ・ DBM方式（設計 Design-建設 Build-維持管理 Maintenance） ・ RO方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate）
(3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	・ BT方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式） ・ 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。）

< PPP／PFI手法の範囲 >



第2章 優先的検討の対象事業

1 対象施設等

P F I 法第2条第1項において、P F I の対象となる公共施設等として、次に掲げる施設（設備を含む。）が示されている。

区 分	対 象
(1) 公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道及び工業用水道等
(2) 公用施設	庁舎及び宿舍等
(3) 公益施設等	教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、賃貸住宅、更生保護施設、駐車場及び地下街等
(4) その他の施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設並びに船舶、航空機等の郵送施設及び人工衛星等

2 対象となる事業の基準

次の（１）及び（２）の基準に該当する公共施設整備事業を、本規程に定める優先的検討の対象とする。

（１）事業類型による基準

次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

（２）事業規模による基準

次のいずれかの事業費規模を有する公共施設整備事業

ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（施設改修を含む。）

イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設等の運営等

※ 「事業費の総額」の考え方

○ 設計費、本体工事費、設備・付帯工事費等の建設又は改修に要する工事費用とする。

△ 用地取得費用、各種事前調査費用、既存施設等撤去費用、建設又は改修に伴う環境整備費用等の派生的費用は含まない。

3 対象外となる事業

上記にかかわらず、次に掲げる事業等については、本規程に定める優先的検討の対象外とする。

- (1) すでにPPP／PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく、市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- (5) すでに事業に着手している又はすでに実施手法が計画等により決定している公共施設整備事業
- (6) その他PPP／PFI手法を導入することにより、公共性及び公益性を確保することが難しいと認められる公共施設整備事業

第3章 優先的検討の時期及び手法

1 検討開始時期

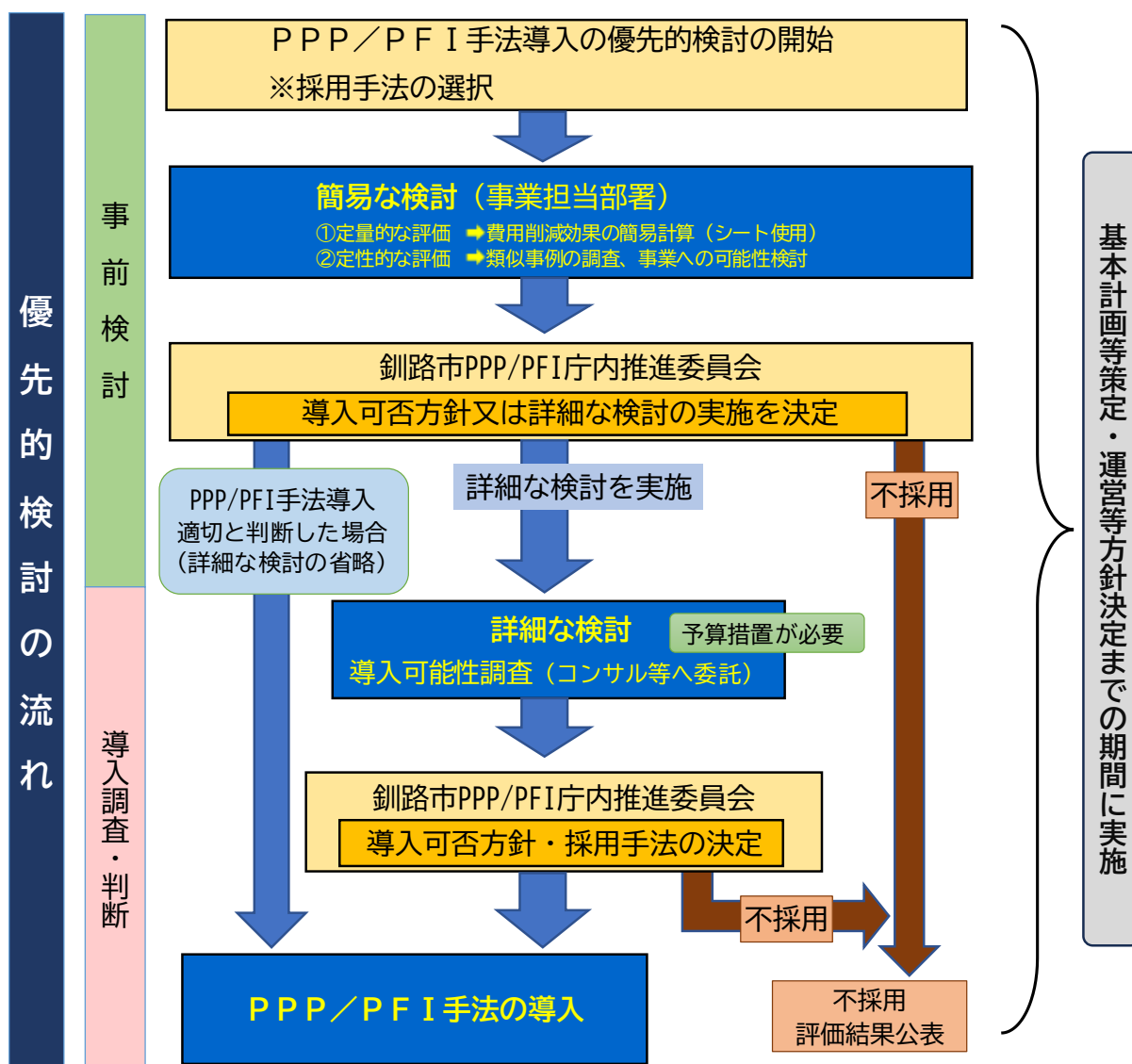
PPP/PFI手法導入の優先的検討を開始する時期は、公共施設等の整備又は運営の方針を検討する時期とし、具体的には次に掲げる期間とする。

- (1) 新たに公共施設等の整備等を行うための基本構想、基本計画等を策定するまでの期間
- (2) 公共施設等の運営等の方針を見直し又は新たに方針を決定するまでの期間

2 検討の流れ

PPP/PFI手法導入に関する優先的検討は、次に示すフローで実施し、「簡易な検討」と「詳細な検討」の2段階により検討を進める。

< PPP/PFI手法導入に関わる優先的検討フロー >



3 適切なPPP／PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次章の「簡易な検討」又は第5章の「詳細な検討」に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP／PFI手法（以下、「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択することもできるものとする。

< 事業手法の類型（コンセッション方式を除く） >

項目	手法	事業手法の累計及び名称								
		PFI					公共資金調達型	民間建設 借上方式	運営・維持管理	
		BOO	BOT	BTO	RO	BT	DBO・DBM		指定管理者 制度	包括的 民間委託
業務範囲・所有など	設計建設	民					民	民	×	
	運営等	民				×	民	民／公	民	
	資金調達	民					公	民	公	
	施設保有	民		公			公	民	公	
特記事項	事業終了後も民間が保有を継続又は施設を撤去し土地を返却	事業終了後、公共へ所有権を移転	施設完成時に公共へ所有権を移転	民間が施設を改修した後、施設の運営等を実施	施設の運営等は別途実施	DBOでは維持管理、DBMでは施設の運営について、直営又は別途委託する場合がある。	民間が施設を建設し、当該施設の賃借料を支払い、公共が使用する方式	地方自治法第244条の2に規定する公の施設の指定管理者制度	施設の運営等を包括的（長期的）に委託	

< コンセッション方式（公共施設等運営権方式） >

概要	・PFI法で定められる権利制度 ・所有権を有する公共施設等の運営権を民間事業者に設定し、料金設定を含めた当該施設の運営等を担わせる方式
特徴	・運営権単価を徴収することにより、施設収入の早期回復や顧客ニーズを踏まえたサービス向上の実現が期待される。 ・また、運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とするとともに、抵当権の設定、減価償却等による資金調達の円滑化等が図られることも期待される。 ・利用料金の徴収を伴う施設や収益型施設において、大きな効果が期待される。

(2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定（検討の省略）

採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、簡易な検討及び詳細な検討、又はいずれかの検討を省略することができる。

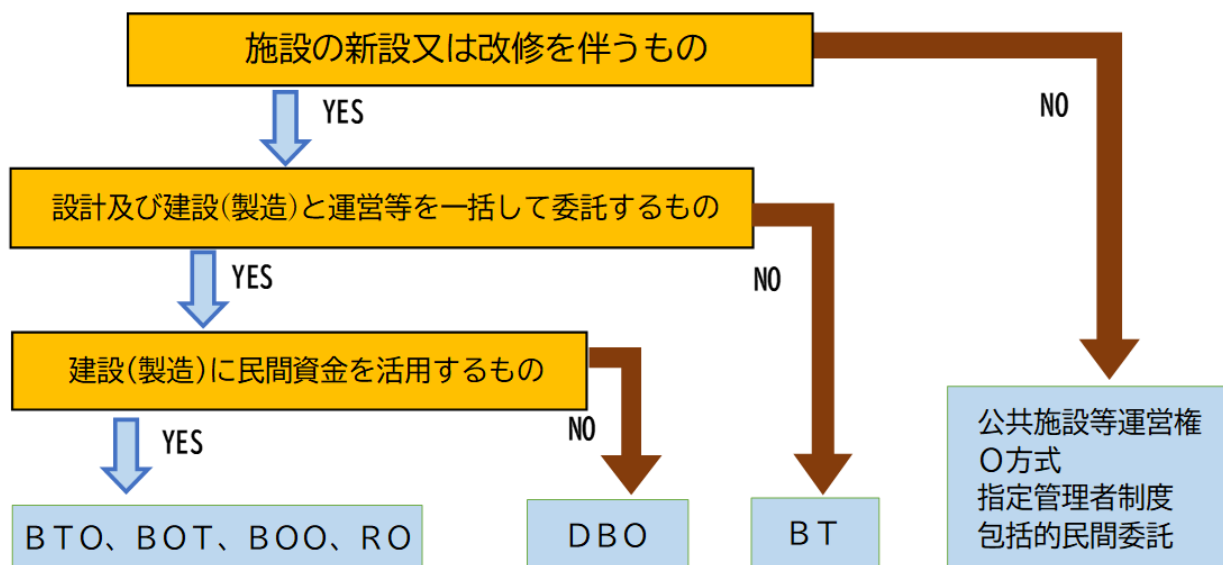
採用手法	簡易な検討	詳細な検討
① 指定管理者制度	省略可	省略可
② 施設整備業務に比重が大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるＢＴＯ方式	省略可	省略可
③ 民間事業者からＰＰＰ／ＰＦＩに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法	省略可	省略可

【参考】

検討対象事業について、公共施設整備事業の特性や事業費等により、採用するＰＰＰ／ＰＦＩ手法を絞り込みます。下記に示した採用手法選択のフローチャートのほか、他都市の同種又は類似の先行事例で採用されている手法が参考となります。

【採用手法選択 フローチャート】

凡例
 : YES（あてはまる）
 : NO（あてはまらない）



第4章 簡易な検討

事業担当部課は、別紙「PPP／PFI手法導入検討シート」を活用し、次に掲げる評価をそれぞれ行うことにより、公共施設整備事業におけるPPP／PFI手法の導入方針について、簡易な検討を行うものとする。

1 費用総額の比較による評価（定量的評価）

簡易な検討においては、PPP／PFI手法の導入によるLCC（ライフサイクルコスト）の縮小効果等を簡易的に計算し、定量的な効果を把握する。

事業担当部課は、市が自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下、「費用総額」という）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

なお、PPP／PFI手法の選択において、複数の手法を選択した場合は、各々の手法について、その費用総額を算定し、最も低いものと従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- （１）公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- （２）公共施設等の運営等の費用
- （３）民間事業者の適正な利益及び配当
- （４）調査に関する費用
- （５）資金調達に要する費用
- （６）利用料金収入

2 そのほかの方法による評価（定性的評価）

PPP／PFI手法の導入にあたっては、費用総額による定量的評価以外にも、事業特性等を踏まえ、サービスや運営等による効果等を検討した上で、採用手法の導入適否を評価する必要がある。

事業担当部課は、基本構想・基本計画等における採用手法の導入に伴う定性的な効果や課題などについて、主に次に掲げる項目に関し、可能な範囲で調査・検討を行うものとする。

項 目	備 考
(1) 類似施設のPPP／PFI手法導入実績	・ 2～3事例程度 ・ 導入事例がない場合は省略することができる
(2) 想定される効果、課題等	・ 導入事例による想定 ・ 事業特性、施設特性による想定 【例】利用者数の増加、利用料金収入の増加、運営等の効率化、まちづくりに寄与する効果、地域経済への影響、安全・安心かつ公平なサービス提供など

事業担当部課は、定性的評価において、次に掲げる評価その他客観的に評価することができる手法により、採用手法の適否を評価するものとする。

- (1) 民間事業者へのヒアリング
- (2) 類似事例の調査
- (3) 事業特性及び施設特性の整理

なお、事業担当部課は、定性的評価を行うための事例が乏しいなど、特に事情があり、定性的評価の実施が難しいときは、定性的評価を省略することができる。この場合は、その旨を釧路市PPP／PFI庁内推進会議に報告するものとする。

3 簡易な検討によるPPP／PFI手法の採用

事業担当部課は、簡易な検討による検討結果を釧路市PPP／PFI庁内推進会議に報告するものとする。

釧路市PPP／PFI庁内推進会議は、この検討結果をもとに、詳細な検討の必要性及び採用手法の導入適否に関する方針について協議する。

なお、このとき、簡易な検討による検討結果について協議・検証した上で、十分に課題・効果等の評価がなされていると判断できる場合は、詳細な検討を実施せずに、採用手法の導入方針を決定することができるものとする。

第5章 詳細な検討

事業担当部課は、簡易な検討による検討結果に基づき、釧路市PPP／PFI庁内推進会議が採用手法の導入に適さないと判断した事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタント等を活用することにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、市が自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否に関する詳細な検討を行うものとする。

詳細な検討は、委託料等の支出を伴う、採用手法の導入可能性調査となることから、事業担当部課においては、当該予算の確保及び実施スケジュールに留意する必要がある。

なお、調査内容は、主に次に掲げる事項とする。

項 目	内 容
(1) 費用削減効果	整備費、運営費、維持管理費、金利、税等を事業計画段階で可能な限り詳細に精査し、VFMを算出する。
(2) 委託範囲	行政が担う範囲と民間事業者が担う範囲を明確化する。
(3) PPP／PFI手法の導入可能性又は導入不可理由	PPP／PFI手法のいずれの手法が最も効果を発揮するかを検討する。また、導入不可である場合は、その理由を可能な限り多角的に分析し、明確化する。
(4) 事例分析	類似事業が存在する場合は、当該事業について、他都市への調査等を行い、事業課題や効果等を分析する。
(5) リスク分担	従来行政が担ってきた事業にはどのようなリスクが存在し、そのリスクをどの程度民間負担とできるか検討する。
(6) モニタリング	事業の実施を適切に管理・監督するためのモニタリング方針等を検討する。
(7) 課題・懸念	事業特性や施設特性に応じた課題や懸念となる点について、可能な限り抽出・分析する。
(8) 効果の最大化	PPP／PFI手法の導入により事業効果を最大限発揮するためのより適切な取組、民間ノウハウの活用等について調査・検討する。
(9) 事業スケジュール	事業者選定までの手続に係る作業項目、スケジュール案を検討する。
(10) 市場の把握	民間事業者の事業参加可能性を調査する。
(11) 地元企業の参画可能性	事業受注、SPC構成員としての参加、契約企業からの発注など、地域経済の活性化・寄与について検討する。

事業担当部課は、詳細な検討による検討結果を、釧路市PPP／PFI庁内推進会議に報告するものとする。

釧路市PPP／PFI庁内推進会議は、この検討結果をもとに、採用手法の導入適否について協議し、その方針を決定する。

第6章 検討結果の公表

事業担当部課は、釧路市PPP／PFI庁内推進会議において、公共施設整備事業がPPP／PFI手法の導入に適さないと判断された場合には、次のとおり、その旨を公表するものとする。

1 公表内容

検討対象とした公共施設整備事業について、PPP／PFI手法を導入せず、市が自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法を採用することとした場合は、その理由を、簡易な検討及び詳細な検討による検討結果をもとに公表する。

2 公表方法

本市ホームページへの掲載その他適切な方法による。

3 公表時期

公共施設整備事業に係る入札手続等の公正さを確保するため、次に掲げる時期に、それぞれ定める事項を公表する。

時期 内容	PPP／PFI手法を導入しない旨を 決定後、遅滞なく公表	当該事業における主たる工事等の 入札結果の公表とあわせて公表
簡易な検討	・ PPP／PFI手法を導入しないこととした旨 ・ 簡易な検討による検討結果（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）	・ 簡易な検討におけるPPP／PFI手法導入検討シート ・ 簡易な検討による検討結果
詳細な検討	・ PPP／PFI手法を導入しないこととした旨 ・ 詳細な検討による検討結果（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）	・ 簡易な検討におけるPPP／PFI手法導入検討シート（詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は、当該更新後のシート） ・ 詳細な検討による検討結果

第7章 その他

1 釧路市PPP／PFI庁内推進会議

本市におけるPPP／PFI手法について、その導入適否及び適切な手法の検討並びに関係部署における総合的な調整を図るため、別記の設置要綱により、釧路市PPP／PFI庁内推進会議を設置する。

釧路市PPP／PFI庁内推進会議は、本指針において、事業担当部課による簡易な検討及び詳細な検討の実施後にそれぞれ開催し、その検討結果について協議するとともに、PPP／PFI手法の導入適否に関する方針等を決定するものとする。

2 PPP／PFI手法の採用決定及び具体的手続

(1) 採用決定

本指針に定める優先的検討等を行い、PPP／PFI手法の導入適否に関する方針等を定めた公共施設整備事業については、政策会議その他適切な手段により庁内合意を形成した上で、PPP／PFI手法の採用に関する最終的な決定を行うものとする。

なお、庁内合意の形成手段については、釧路市PPP／PFI庁内推進会議の助言を受け、その事業規模等に応じ、適切に選択するものとする。

(2) 採用決定後の具体的手続

PPP／PFI手法の採用決定後における事業者選定等の具体的な手続に関しては、釧路市PPP／PFI庁内推進会議において、別に定めるものとする。

なお、釧路市PPP／PFI庁内推進会議は、採用決定後の手続を進めるにあたって、事業担当部課から適宜報告を受け、その進捗を確認するとともに、必要な指導・助言等を行うものとする。

3 その他

社会経済情勢の変化や法制度改正、実際の運用状況等により、本指針を見直す必要がある場合、及び本指針に定めがない事項を定める必要がある場合は、適宜、釧路市PPP／PFI庁内推進会議で協議の上、本指針を改定し、内容の充実を図るものとする。

PPP／PFI手法導入検討シート

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等 を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP／PFI手法)
整備等（運営等を 除く。）費用		
<算出根拠>		
運営費等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他 (前提条件)		

PPP／PFI手法導入検討シート（記載例）

	従来型手法 （公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法）	採用手法 （候補となるPPP／PFI手法）
整備等（運営等を除く。）費用	50.0 億円	45.0 億円 式：50 億円×0.9
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の床面積当りの単価を元に算出	従来手法より 10%削減の想定
運営費等費用	10.0 億円 式：50 百万円（運営等費）／年×20 年（期間）	9.0 億円 式：50 百万円／年×0.9×20 年
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の床面積当りの単価を元に算出	従来手法より 10%削減の想定
利用料金収入	2.0 億円 式：10 百万円／年（年間利用料金収入）×20 年（期間）	2.2 億円 式：10 百万円／年×1.1×20 年
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の収入を元に本事業との違いを反映し算出	従来手法より 10%増加の想定
資金調達費用	5.3 億円 式：50 億円（整備費用）×75%（起債充当率）×起債利率 1.3%（償還期間 20 年の元利均等償還）	9.0 億円 式：45 億円-0.1 億円（資本金）=借入金 44.9 億円、借入金の金利 1.8%・返済期間 20 年の元利均等返済
<算出根拠>	想定される起債充当率、起債利率、起債償還方法（償還期間、償還方法）を元に算出	公共が自ら資金調達をした場合の利率に 0.5%ポイントを上乘せ
調査等費用	—	0.25 億円
<算出根拠>	従来手法の場合は想定せず	導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用の想定
税金	—	0.03 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 32.11%を乗じて算出
税引後損益	—	0.06 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	EIRR が 5%以上確保されていることを想定
合計	63.3 億円	62.1 億円
合計（現在価値）	51.7 億円	47.2 億円
財政支出削減率		VFMは 4.5 億円、8.7%
その他（前提条件）	事業期間 20 年 割引率 2.6%	

釧路市PPP／PFI庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 釧路市PPP／PFI手法導入優先的検討指針に基づき、公共施設等において抱える様々な課題解決を図る手法としてPPP／PFIの活用を推進するとともに、適切な導入手法の検討及び関係部署における総合的な調整を図るため、釧路市PPP／PFI庁内推進会議を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、釧路市PPP／PFI手法導入優先的検討指針に定めるところによる。

(所掌事項)

第3条 釧路市PPP／PFI庁内推進会議（以下「推進会議」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) PPP／PFI手法の導入の推進に関する事項
- (2) 公共施設整備事業におけるPPP／PFI手法の導入適否に関する事項
- (3) PPP／PFI手法の導入決定後における具体的手続に関する事項
- (4) その他PPP／PFI手法の導入に関し必要な事項

(組織)

第4条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総合政策部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある職員を持って充てる。
- 5 前項に定めるほか、委員長が特に必要と認める場合は、委員長が適当と認める職員を委員に充てることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係する職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総合政策部都市経営課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年9月1日から実施する。

別 表（第4条関係）

部	委員に充てる職
総務部	契約管理課長
総合政策部	都市経営課長、政策推進主幹
財政部	財政課長
	市有財産対策室長
住宅都市部	建築課長

資料編

1 PPP/PFIとは

PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、PFI (Private Finance Initiative) はその一類型です。

2 PFIの導入目的

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等を行うことにより

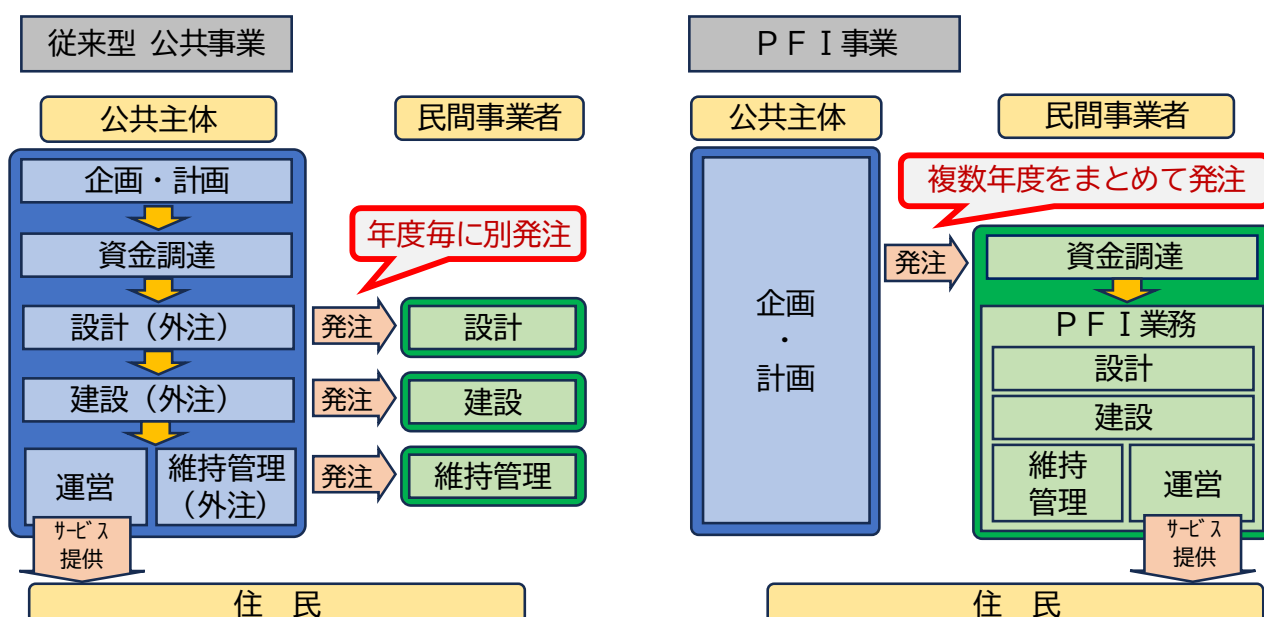
- ・ 地方公共団体の観点からは、効率的かつ効果的な事業実施によって公共サービスの品質向上や財政負担の軽減が期待できること
 - ・ 民間事業者の観点からは、公共サービスという分野で新たな収益や長期的なビジネスの機会を得られること
 - ・ 地域住民や施設利用者の観点からは、民間事業者のノウハウを活用した低廉で良好な公共サービスを受けられるようになること
- など、複数の政策目的に対する効果が考えられます。

3 従来型公共事業とPFI事業の違い

従来型の公共事業では、事業の実施に必要な資金は補助金、起債、独自財源から地方公共団体が調達します。また、個別の業務を年度毎に個別発注することが原則となります。

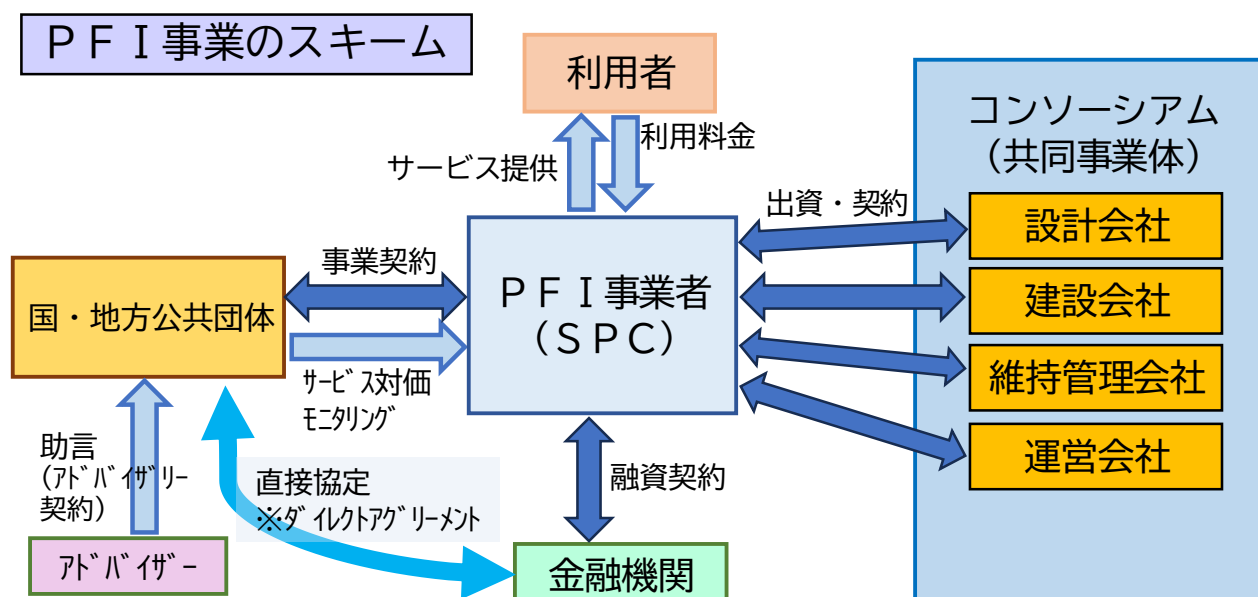
一方PFI事業では、各業務を一括して、長期の契約によって発注します。

また、事業の収益力を担保に融資を受けるプロジェクト・ファイナンスという方法で、民間事業者が出資して設立するSPC (Special Purpose Company: 特別目的会社) が建設資金等の一部を金融機関から借り入れて事業を行うことが一般的です。地方公共団体は、建設資金、維持管理費用に相当する金額を、SPCが提供するサービスの対価として、事業期間にわたって分割してSPCへ払います。



4 PFI事業スキーム

PFI事業では、民間事業者が出資して設立するSPCが、発注者である地方公共団体等と契約し、事業を実施します。事業の実施に必要な資金（建設期間中の設計・建築費など）は、SPCが金融機関から資金調達し、SPCに出資したSPC構成企業への業務委託等によって各業務を実施します。地方公共団体はSPCが適正に業務を実施しているか、業績を監視（モニタリング）し、契約条件が満たされていればサービス対価を支払います。このサービス対価は、SPC構成企業への委託費用のほか、金融機関への返済原資となります。また、地方公共団体から支払われるサービス対価のほかに、利用者から収受する利用料金をSPCの収入としている事業もあります。また、地方公共団体と金融機関はPFI事業が円滑に遂行されるよう直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結します。また、PFI推進機構などのアドバイザーによる支援を活用することもできます。



5 VMFの考え方

VMF (Value For Money) とは、「支払い (Money) に対して、最も価値の高いサービス (Value) を供給する」という考え方のことです。同一の公共サービスの提供水準の下で評価する場合、VMFの評価は、従来型手法で実施する場合と、PPP/PFI手法で実施する場合の公的財政負担の見込額の現在価値の比較により行われ、PPP/PFI手法における公的財政負担額が少ない場合はVMFがあることになります。

なお、PSC (Public Sector Comparator : 従来型手法で実施する場合の事業期間中の公的財政負担の見込額の現在価値) とPPP/PFI事業のLCC (Life Cycle Cost : PPP/PFI手法で実施する場合の事業期間中の公的財政負担の見込額の現在価値) が等しくても、PPP/PFI手法において公共サービス水準の向上が期待できるときは、PPP/PFI手法にVMFがあることになります。

6 主なPPP／PFI手法は下記のとおり

① 公共施設等の設計・建設・改修、維持管理・運営等を伴う方式

(1) PFI手法

BTO方式 Build-Transfer-Operate	●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式。 ・サービス購入型のPFI事業等で広く採用されており、採用されている施設の種類の多岐にわたります。 ・維持管理・運営期間中の民間事業者の業務範囲は、長期間の契約の対象とすることが適切か等の観点から検討・決定されます。 ●業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。 <table><tr><td></td><td>設計</td><td>建設</td><td>維持管理・運営</td></tr><tr><td>業務範囲</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>契約形態</td><td colspan="3">事業契約</td></tr><tr><td>民間の契約主体</td><td colspan="3">特別目的会社（SPC）が多い</td></tr></table> ●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。		設計	建設	維持管理・運営	業務範囲	○	○	○	契約形態	事業契約			民間の契約主体	特別目的会社（SPC）が多い		
	設計	建設	維持管理・運営														
業務範囲	○	○	○														
契約形態	事業契約																
民間の契約主体	特別目的会社（SPC）が多い																
BOT方式 Build-Operate-Transfer	●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。 ・民間事業者が利用料金収入を直接収受するなど民間事業者の裁量の余地が広いPFI事業等で採用されています。 ・民間事業者が維持管理・運営期間中に公共施設等の所有権を有しているため、改修等を含め、維持管理・運営等の自由度が広がっています。 ●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。 ●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。																
BOO方式 Build-Own-Operate	●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転がない方式。 ・維持管理・運営期間を施設の需要期間や耐用年数等に合わせることができるPFI事業等で採用されています。 ・損傷や陳腐化等により一定のサイクルで更新すべき施設での活用が考えられます。 ●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。 ●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。																

BT方式 Build-Transfer	●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。 ・公共施設等の建設後、別の公共施設等とともに一括して、建設を行う民間事業者以外の者に維持管理・運営等を委託するPFI事業等において採用されています。 ●業務範囲に、設計・建設を含むことが一般的。 <table><tr><td></td><td>設計</td><td>建設</td><td>維持管理・運営</td></tr><tr><td>業務範囲</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>契約形態</td><td colspan="2">事業契約</td><td>-</td></tr><tr><td>民間の契約主体</td><td colspan="2">特別目的会社（SPC） 又は民間企業グループ</td><td>-</td></tr></table> ●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。		設計	建設	維持管理・運営	業務範囲	○	○	×	契約形態	事業契約		-	民間の契約主体	特別目的会社（SPC） 又は民間企業グループ		-
	設計	建設	維持管理・運営														
業務範囲	○	○	×														
契約形態	事業契約		-														
民間の契約主体	特別目的会社（SPC） 又は民間企業グループ		-														
RO方式 Rehabilitate-Operate	●既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式。 ・改修や大規模修繕が必要な既存施設について、改修等及び維持管理・運営を委託するPFI事業等において採用されています。 ●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。 ●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。																

(2) PFI手法以外の手法

DBO方式

Design-Build-Operate

●民間事業者が公共施設等の設計・建設の一括発注と、維持管理・運営等の一括発注を包括して発注する方式。

・廃棄物処理施設の分野等で、PFI手法と並び採用されています。

・資金調達や工事発注、所有は公共側が担うスキームです。

●業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。

	設計	建設	維持管理・運営
業務範囲	○	○	○
契約形態	工事請負契約		事業契約
民間の契約主体	建設会社又は JV(設計会社と建設会社)		特別目的会社 (SPC)が多い

●設計・建設の対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的。

② 公共施設等の維持管理、運営等を行う方式

(1) PFI手法

公共施設等 運営事業 (コンセッション)	●利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理、運営等を行う方式。 ・利用料金を収受する施設等で、民間事業者による効率的な維持管理・運営が期待される事業において採用されています。 ・空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅が重点分野として取り組まれています。
O方式 Operate	●民間事業者が公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式。

(2) PFI手法以外の手法

指定管理者 制度	●地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法。 ・地方公共団体に限定され、対象施設は「公の施設」に限定されますが、広く採用されています。
包括的民間 委託	●（本手引における主たる想定）公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託。 ・維持管理・運営を長期間包括して性能発注により業務委託し最適な時期・方法で補修等を行うことにより、維持管理費等の削減が期待される施設（プラント等）で採用されています。

7. P F I 事業の検討・実施の流れ

P F I 手法の導入にあたっては、事業の内容等に応じて、国の「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」や「地方公共団体向けサービス購入型P F I 事業実施手続簡易化マニュアル」等を参考に手続きの簡易化をはかるなど、個々の事業ごとに最適なスケジュールを検討した上で推進していくことが必要です。

- ・ P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン

https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/pdf/process_guideline.pdf

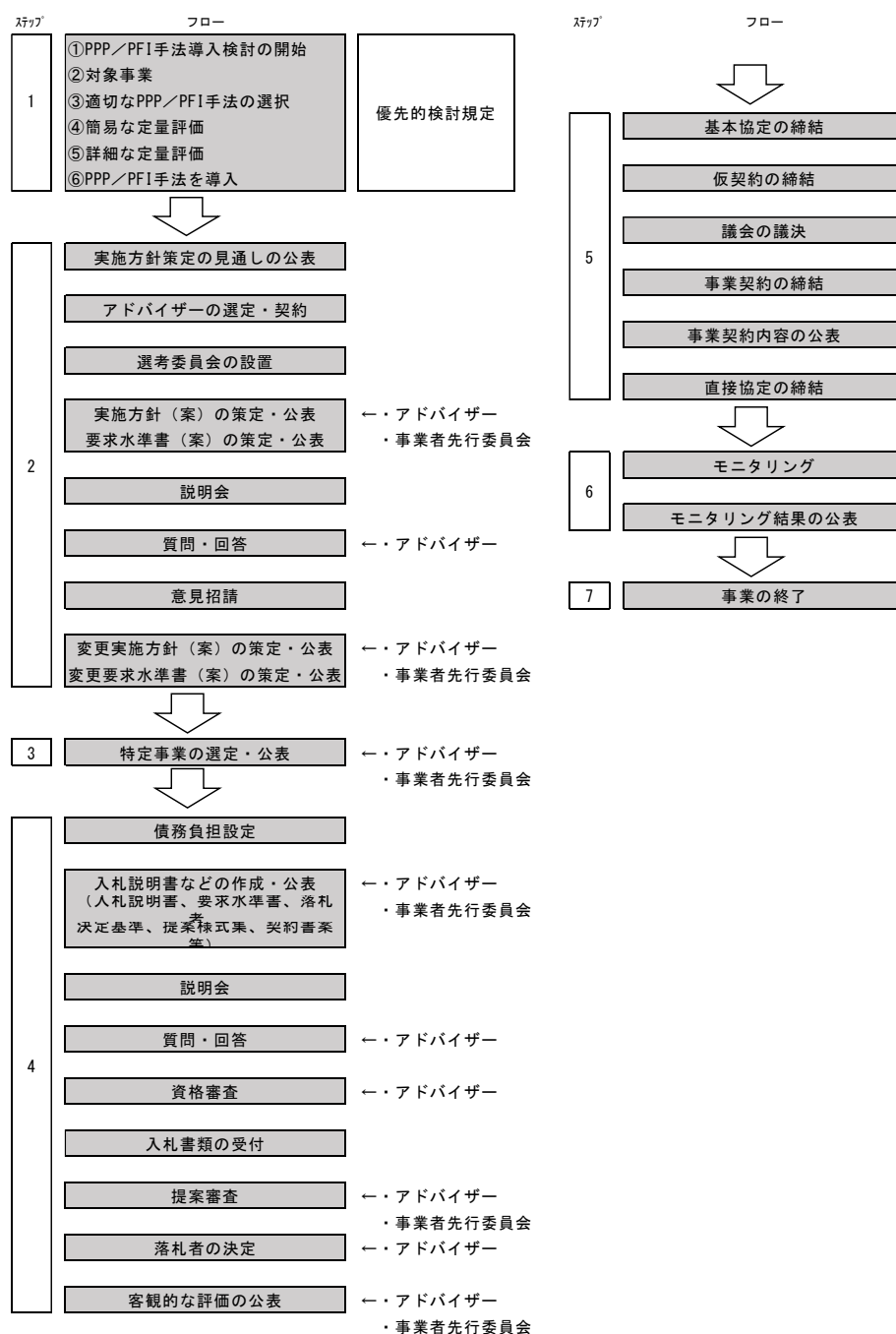
- ・ 地方公共団体向けサービス購入型P F I 事業実施手続簡易化マニュアル

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/archive/hourei/tsuutatsu/26fy/pdf/tetsudukikanika-manual.pdf

- ・ P F I の推進に向けて（北海道庁ホームページ）

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sks/sss/PPP_PFI_kitei.html

- P F I 事業の一般的な流れ：「道におけるP F I 導入のための手引き（令和6年1月改定：北海道）」より



釧路市PPP／PFI手法導入優先的検討指針

令和 6 年9月発行

編集 釧路市総合政策部都市経営課
釧路市黒金町7丁目5番地
電話 0154-31-4502